

野田市私債権管理条例施行規則をこ
こに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第9号

野田市私債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野田市私債権管理条例（令和5年野田市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(私債権管理台帳)

第2条 条例第5条の規定により整備する台帳は、市の私債権（条例第2条に規定する市の私債権をいう。）に関する次に掲げる事項を記載したのものとする。

- (1) 名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (3) 金額
- (4) 発生の原因及び年月日
- (5) 履行期限
- (6) 徴収に関する履歴
- (7) 担保（保証人による保証を含む。）に関する事項
- (8) 債務者の財産状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(条例第6条第1号の相当の期間)

第3条 条例第6条第1号の相当の期間は、3年以上とする。

(条例第6条第5号の相当の期間)

第4条 条例第6条第5号の相当の期間は、1年以上とする。

(補則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。